

事務連絡
令和3年（2021年）5月17日

各（総合）振興局

産業振興部水産課長様

産業振興部林務課長様

森林室森林整備課長様

石狩振興局森林室道民の森課長様

水産林務部総務課長

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について
のことについて、別添のとおり国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より通知があ
ったのでお知らせします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る水産林務部発注の工事等の対応につい
ては、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対
応について」（令和2年6月11日付け水林総第336号水産林務部総務課長通知）により対
応をお願いしているところです。

今回の改訂に伴い、受注者（受託者）に対しては、引き続き、契約時において周知文書（令
和2年4月14日付け水林総第103号水産林務部総務課長通知）及び「建設業における新型
コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和3年5月12日改訂
版））」を配布していただき、感染予防の対応について周知をお願いします。

なお、施工中の工事等についても、本ガイドラインを配布していただき、工事現場等への
周知をお願いいたします。

（管理係）

事務連絡
令和3年5月12日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和3年5月7日変更))において、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進める」とされており、また、建設現場における「三つの密」の防止対策については、これまでも「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月14日(令和2年12月24日改訂版))」等の周知・徹底を図ってきたところです。

今般、令和3年2月13日に施行された改正新型インフルエンザ等対策特別措置法においては、新たに差別的取扱い等の防止に関する規定が設けられ、内閣官房「感染の再拡大防止特設サイト」においては、感染対策啓発用のポスター等の充実が図られたところです。

これらを踏まえて、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を改訂し、別添のとおり建設業者団体宛てに送付しておりますので、ご参考にお知らせいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の関係市町村(指定都市を除く。)に対しても、周知を宜しくお願いします。

国不建第58号
令和3年5月12日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公印省略)

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年5月7日変更））において、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進める」とされており、また、建設現場における「三つの密」の防止対策については、これまで「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版））」等の周知・徹底を図ってきたところです。

今般、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第5号）が、第204回国会（通常国会）において令和3年2月3日に可決成立し、2月13日に施行され、改正法においては新たに差別的取扱い等の防止に関する規定が設けられたこと、内閣官房「感染の再拡大防止特設サイト」において感染対策啓発用のポスター等が充実されたこと等を踏まえて、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和3年5月12日改訂版））」を別添1のとおり改訂いたしました。

貴職におかれましては、引き続き、本ガイドラインを踏まえ、建設現場の「三つの密」対策等を徹底していただきますようお願いいたします。また、これまでの建設業における感染発生状況では、土木工事の現場に比べて、「三つの密」が生じやすいと考えられる建築工事の現場やオフィスでの感染例が多く見受けられるため、これらの場所においては、感染防止対策の徹底に特に注意するようお願いいたします。

以上

別添 1

**建設業における
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
(令和2年5月14日 (令和23年12月24日改
訂版))**

1. はじめに

建設業は、社会資本整備の担い手であると同時に、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、その社会的使命を果たしていく必要があり、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和~~2~~3年5月~~25~~7日変更）」（以下、対処方針）¹において、公共工事は社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、継続を求められる事業として位置づけられている。また、対処方針においては、国民の安定的な生活の確保の観点から、インフラ運営関係（電力、ガス、上下水道等）、家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）等の事業者について、自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業の事業継続を要請するとされており、公共工事以外の建設工事についてもこれらの事業の継続のために必要な工事については継続することが求められるものと考えられる。今後、完全な感染症の終息までの期間が長期にわたることを考えると、一層感染防止のための取り組みを進め、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していく役割に加え、事業を通じた国民生活への貢献拡大という役割が求められる。

本ガイドラインは、対処方針や新型コロナウイルス感染症専門家会議の分析・提言²等を踏まえ、事業者の建設現場やオフィス（ここでいうオフィスとは労働安全衛生法上の事業場の概念であり、従業員が事務作業を行う事業場（現場事務所含む）をいう。）において、建設現場等の実態に応じた新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項について、参考として整理したものである。

事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」等を踏まえ、必要に応じ、衛生委員会等を開催し、建設現場等の様態等を考慮した創意工夫を図りながら、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むよう努めていくことが必要である。

また、自らの建設現場やオフィスの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有等を通じ、取引先企業、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援に積極的に貢献していくことをお願いしたい。

本ガイドラインは、緊急事態宣言措置・まん延防止等重点措置下はもとより、緊急事態宣言時これら以外においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチン

¹ 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
(https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html)

² 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_senmonkakaigi.html)

の開発等により企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。本ガイドラインの内容は、関係省庁や専門家の知見を得て作成したものである。今後も、感染症の動向や専門家の知見、対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、建設現場の立地や工事内容等を十分に踏まえ、建設現場やオフィス等に移動する自動車内や移動経路、立寄先や通勤経路を含む周辺地域において、従業員等の感染を防止するよう努めるものとする。このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。

職場における新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、事業者、従業員等それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、建設現場やオフィス等の実態に即した対策に取り組むことが必要である。このため、事業者においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組む方針を定め、全ての従業員等に伝えるとともに、従業員等も取組の趣旨を踏まえて感染拡大防止に向けた一人一人の行動変容を心がける。

具体的には、①労働衛生管理体制の再確認、②換気の徹底等の作業環境管理、③職場の実態に応じた作業管理、④手洗いの励行など感染予防に関する基本的な知識も含めた労働衛生教育、⑤日々の体調管理等も含めた健康管理に留意して取組を実施する。

特に、「三つの密」が生じやすいと考えられる建築工事の現場やオフィスにおいては、感染防止対策の徹底に注意が必要である。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- ・ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・ 国・地方自治体・建設業者団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 健康確保

- ・ 従業員や作業員（元請・下請問わず。一人親方を含む。以下同じ。）に対し、出勤前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有

無を確認させる。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員・作業員は、必要に応じ、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。

- ・発熱等の症状により自宅で療養することとなった従業員・作業員は毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針³等を参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・従業員・作業員に対して、休日はしっかりと睡眠を取り、休養に努めるよう求める。

(3) 建設現場

施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、手洗いなどの感染予防の徹底に加え、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策の徹底を図ることが必要である。

建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などについて、以下（i）以降に定めるところにより、「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策を徹底するものとする。

また、これまでも建設現場においては、体温測定等による健康管理や作業・打合せ時のマスク着用等、対処方針を踏まえた対策の徹底とともに、建設現場における「三つの密」の回避や影響緩和に向けた様々な取組や工夫が実践されているところであり、国土交通省においては、関係団体の協力を得て、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて建設企業で実践されている取組事例を、別添2のとおりとりまとめているので、これを参考に、個々の建設現場の状況に応じた「三つの密」の回避等の徹底に努めるものとする。

(i) 建設現場における対応

- ・従業員や作業員に対し、出勤前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員は、必要に応じ、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。〔(2) 再掲〕

³ 日本渡航医学会・日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」等
(<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide1215koukai.pdf>)

- ・現場入場時の体温測定等、個々の建設現場において適切な健康管理を実施する。
- ・現場状況等を勘案しつつ、消毒液（アルコール等）の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒を実施する。
- ・現場でのマスク~~やフェイスシールド等~~の着用や手洗いを励行する。

※フェイスシールド・マウスシールドはマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要。⁴

※熱中症対策のため、夏期の気温・湿度が高い時期においては、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合にはマスクを外すほか、P7に記載した「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症リスク軽減等のための取組事例」等を参考として、現場の状況に応じた熱中症対策に取り組む。

- ・朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩等、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業等においては、他の作業員とできる限り2メートルを目安に一定の距離を保つことや、作業場所の換気の励行等、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期す。
- ・事業所内に感染防止対策を示したポスター（保健所等の連絡先を明記することが望ましい）やロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る。
- ・内装工事や仮設昇降機内などで閉鎖もしくは狭い空間に多人数が集まる場面では、マスク着用は元より、工事エリアごとに区画を設定し、人数制限を設けるほか、扉・窓の開放による自然換気、換気装置の設置などにより、感染を予防する。

□朝礼・KY活動における取組事例

- 朝礼時の配列間隔の確保
- 対人間隔が確保困難な場合等の朝礼の参加人数の縮小等
- 伝達事項等に即した朝礼等の時間短縮や内容の効率化
- 肩もみ等の接触を伴う活動の省略
- マスクの入手が困難な場合の指差し呼称の省略
- 朝礼時の体温測定等
- テレビ通話ツール等の利用による現場・事務所間の遠隔開催 等

□現場事務所等での業務・打合せに関する取組事例

- 事務作業時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気

⁴ 内閣官房「感染の再拡大防止特設サイト」
(<https://corona.go.jp/proposal>)

- Web(TV)会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減
- 対面での打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保
- 時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小
- 現場事務所等での空気清浄機の使用 等
- 内装工事等、室内の現場における取組等
 - 内装仕上げや設備工事等の室内の作業では、工事エリアごとに区画を設定して作業
 - 狭い場所や居室での作業は、広さ等に応じて入室人数を制限して実施
 - 大部屋での作業等においても、あらかじめ工程調整等を行ってプロア別に人数を制限
 - 室内には換気装置を設定し、換気を実施
 - 工程管理や内装仕上げの確認・是正に Web カメラや通信端末等を利 用し、遠隔で実施
 - 作業用エレベーターは3密回避のための使用のルール化

- ・ドアノブ、電気のスイッチ、パソコン、タブレット、工具、手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いす等の共有設備について、洗浄・消毒を行う。
- ・特に、重機や車両のハンドルや操作レバー等複数の従業員が頻繁に触れる箇所についてはこまめに消毒を行う、必要に応じ、車両運転時に使い捨てのゴム手袋等を着用する。

※設備や器具の消毒は、アルコール（エタノール又は2-プロパノール）あるいは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム溶液、もしくは遊離塩素濃度 25ppm (25mg/L) の亜塩素酸水溶液等、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。⁵

※60%のアルコール濃度の製品でも消毒効果があるとする報告もあることから、アルコール（エタノール又は2-プロパノール）(70%)が手に入らない場合は、エタノール(60%台)による清拭も許容される。

※有効塩素濃度 0.008%以上の次亜塩素酸水についても、汚れをあらかじめ落とし、十分な量で表面をヒタヒタに濡らした状態での拭き掃除は有効とされている。⁶

⁵ 厚生労働省「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

⁶ 経済産業省「新型コロナウイルスに有効な界面活性剤及び次亜塩素酸水を公表します（最終回）」
(<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626012/20200626012.html>)

書式を変更：フォント：10 pt
書式を変更：フォント：10 pt
書式を変更：段落フォント、フォント：10 pt
書式を変更：フォント：10 pt

※有機物が多く存在する環境下では、亜塩素酸水（遊離塩素濃度 25ppm（25mg/L））の有効性が確認されている。

※家庭用洗剤等も有効性が確認されている。

- ・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液等がついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収等清掃作業を行う作業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
- ・環境省と厚生労働省が示している「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント⁷等（別紙1～3）⁷を踏まえつつ、気温及び湿度が高い日においては、別添2-2を参考とし、現場の状況に応じて新型コロナウイルス対策に伴う熱中症リスクの軽減等に取り組む。
- ・なお、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、熱中症予防行動を効果的に促すことを目的とした情報提供「熱中症警戒アラート（試行）」⁸（以下「アラート」という。）が関東甲信地方で実施されていることも踏まえ、アラートが発表された際は、特に熱中症予防対策を徹底する。

□新型コロナウイルス対策に伴う熱中症リスク軽減等のための取組事例

○マウスシールドやフェイスシールドの活用

○冷感素材等を用いたマスクの活用

○マスクと併用可能な空調機器等の活用（空調機能が付いた作業服の着用や、首掛けクーラーの活用等）

○現場作業において、特に不要な場合は適宜マスクを外す（屋外で人と十分に距離を確保できる場合や一人での作業などマスクを外しても良い例外的な場合を明示し、現場で周知等）

○現場でのスポットクーラーや扇風機等の設置

○ドライミスト発生装置の設置

⁷ 環境省・厚生労働省リーフレット「令和2年度の熱中症予防行動」
(https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526_leaflet.pdf)

環境省「令和2年度の熱中症予防行動の留意点について～『新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』における熱中症予防～」
(https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/heat_illness_prevention_2020.pdf)

厚生労働省「『新しい生活様式』における熱中症予防行動のポイント」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html)

⁸ 気象庁「熱中症警戒アラート（試行）が始まります「熱中症警戒アラート」の全国での運用開始について」
(https://www.jma.go.jp/jma/press/2006/16a/20200616_nettysyou.html)(https://www.jma.go.jp/jma/press/2104/23a/210423_keikai.html)

○屋外作業の現場で、送風機等により通気性を確保

○テント付きの屋外休憩所の設置

○休憩所等において、エアコンと換気扇等を併用

○マウスシールドやフェイスシールドの活用

※マウスシールド・フェイスシールドはマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要。

書式変更：リスト段落、インデント：ぶら下げインデント：1字、左 5.5字、最初の行：-1字

書式を変更：フォント：12 pt

(ii) 建設現場への移動・立ち入り

- ・ 現場の状況に応じ、作業員を複数班に分け、入場時間や退場時間を一定時間ずらす。
- ・ 建設現場に車両で移動する際には、車両数を増やす、近隣に借地し駐車スペースを確保する等により、同乗・相乗りを可能な限り避けるようとする。
- ・ 不要不急な部外者の立ち入りは行わない。
- ・ 取引先等の外部関係者の立ち入りについては、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。
- ・ このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、建設現場やオフィス内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。
- ・ 不要不急の現場見学会は控える。

□現場作業や移動時の取組事例

○作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避

○車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行

○現場と自宅の直行直帰の推奨

○重機や車両等の操作前の消毒等の徹底

○密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行 等

(iii) 作業員宿舎における対応

宿泊する作業員が密な状態とならないよう、発注者と協議の上、十分な広さの作業員宿舎を確保するとともに、以下に掲げる事項等に取り組む。

- ・ 1部屋当たりの宿泊人数を少なくする。
- ・ 手洗い時のタオルを撤去し、ペーパータオルを活用する。
- ・ 宿舎内においても、マスク着用を励行する。

- ・定期的に換気を実施する。
- ・不特定多数の者が触れる箇所を定期的に消毒する。
- ・食堂等において、対面で座ることがないよう机等を配置する他、利用時間の分散など、利用に当たってのルールを設定する。
- ・机と机の間に簡易的な仕切りを設置する。
- ・入浴時間の分散や湯船の増設など、入浴時における接触機会の低減に取り組む。

(iv) 休憩・休息スペース

- ・共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。
- ・使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、休憩スペースの追設や休憩時間をずらす等の工夫を行う。
- ・特に屋内休憩スペースについては、常時換気※を行う、休憩室の他に車中や更衣室を利用する、班別に休憩時間を分散化する、簡易なパーテーション（アクリル板等）を設置する等、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。
※熱中症対策の観点から、気温・湿度が高い日にエアコン等を利用する場合には、必要に応じて定期的に換気を行う
- ※寒冷な場面においては、適切な換気（機械換気による常時換気や室温が下がらない範囲（18℃以上を目安）での常時窓開け）や適度な保湿（湿度40%以上を目安）を行うとともに、可能な場合は、CO₂センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により1,000ppm以下（機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安）を維持する
- ・食堂等で飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引く、車中で食事を取るほか、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないようにする。これらの措置が困難な場合は、簡易なパーテーション（アクリル板等）を設置する。

□食事・休憩時における取組事例

- 休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行※
- 車中における食事・休憩の励行、休憩時間の分散化
- 更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保
- 簡易なパーテーション（アクリル板等）による密接の防止
- 手洗い時のタオルの撤去（ペーパータオルの利用等） 等

※熱中症対策の観点から、気温・湿度が高い日にエアコン等を利用する場合には、必要に応じて定期的に換気を行う

※寒冷な場面においては、適切な換気（機械換気による常時換気や室温が下がらない範囲（18°C以上を目安）での常時窓開け）や適度な保湿（湿度40%以上を目安）を行うとともに、可能な場合は、CO₂センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により1,000ppm以下（機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安）を維持する

(v) トイレ

- 便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する箇所（ドアノブ、トイレットペーパーホルダー、水栓レバー、便座、スイッチパネル、蛇口等）は清拭消毒を行う。
- トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ハンドドライヤーは利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

(vi) 入札契約に関する対応

公共工事については、対処方針で示された工事の継続性に留意しつつ、工事現場のある地域を管轄する都道府県知事からの要請を踏まえ、受注者からの申し出があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うこととされており、この取り扱いは民間発注者団体にも参考送付されている。

建設工事の一時中止等の際には、下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるほか、下請負人や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないよう十分な配慮をするとともに、適切な代金の支払い等、元請負人と下請負との間の取引の適正化の徹底を図る。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底しつつ、一層の円滑な発注及び施工体制の確保を図るため、国土交通省所管事業の執行について、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」（令和2年5月7日付け国地契第6号、国官技第29号、国営管第61号、国営計第15号、国北予第7号）により、

- 総合評価落札方式の技術提案に係る評価について、指定テーマ数等の最小化やヒアリングの原則省略など、入札契約手続全般における柔軟な対応

- ・感染拡大防止対策に係る費用など、設計変更の対象とする経費等を入札公告時に明示し、適切に設計変更
- ・検査時の書類の簡素化や中間技術検査の簡素化、遠隔臨場の試行などの取組を講じるよう、全国の地方整備局等に対して通知されるとともに、地方公共団体に対しても周知が行われたところである。
当該通知の趣旨を踏まえ、感染拡大防止対策に必要な設計変更について発注者との協議を行うなど、入札契約手続きにおいて適切な対応を行う。

厚生労働省より「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト（別紙4）」（「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理について（令和2年11月27日基発1127第1号）」）が労使団体の長宛てに通知されているので、建設現場の状況に応じて適宜活用されたい。

（4）オフィス等における勤務

- ・従業員が、できる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、人員配置について最大限の見直しを行う。
- ・従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けん等を配置する。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置する。
- ・従業員に対し、勤務中のマスク等の着用を促す。
- ・飛沫感染防止のため、座席配置等は広々と設置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにする等工夫する（その場合でも最低1メートルあける等の対策を検討する）。
- ・窓が開く場合1時間に2回以上、窓を開け換気する。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。※なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。

※熱中症対策の観点から、気温・湿度が高い日にエアコン等を利用する場合には、必要に応じて定期的に換気を行う

※寒冷な場面においては、適切な換気（機械換気による常時換気や室温が下がらない範囲（18°C以上を目安）での常時窓開け）や適度な保湿（湿度40%以上を目安）を行うとともに、可能な場合は、CO₂センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により1,000ppm以下（機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安）を維持する

- ・他人と共に用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。

- ・人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
- ・外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避ける等、人混みに近づかないようとする。
- ・出張は、地域の感染状況に注意し、不急の場合は見合わせる。
- ・外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
- ・会議やイベントはオンラインで行うことも検討する。
- ・株主総会については、事前の議決権行使を促すこと等により、来場者のない形での開催も検討する。
- ・会議を対面で行う場合、マスクを着用し、換気に留意する。また、椅子を減らしたり、机等に印をつけたりする等、近距離や対面に座らないように工夫する。
- ・対面の社外の会議やイベント等については、参加の必要性をよく検討したうえで、参加する場合は、最小人数とし、マスクを着用する。
- ・採用説明会や面接等については、オンラインでの実施も検討する。
- ・テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン 等を参考し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備等に配慮する。
- ・オフィス内に感染防止対策を示したポスター（保健所等の連絡先を明記することが望ましい）やロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る。

(5) 通勤

- ・テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制等、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ・自家用車等公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつこれを承認することが考えられる。

(6) 従業員・作業員に対する協力のお願い

- ・従業員・作業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント

(別紙5)」⁹（新型コロナウイルス感染症専門家会議（令和2年4月22日）や「『新しい生活様式』の実践例（別紙6）」¹⁰（新型コロナウイルス感染症専門家会議（令和2年5月4日（令和2年6月19日一部変更））、「新型コロナウイルス職場における「4つ」の対策ポイント（別紙7）」、「感染リスクが高まる「5つの場面」（別紙8）」、「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント（別紙9）」、「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（別紙10）」の周知や、内閣官房「感染の再拡大防止特設サイト」¹¹に掲載されているポスター等（別紙11～20）の活用を周知する等の取組を行う。

- 外国人労働者が職場における感染防止対策の内容を正しく理解できるように、「職場の新型コロナウイルス感染症対策、外国人労働者のみなさんにも「正しく伝わっていますか？」（別紙4421）」や、日本語及び各国語版の「外国人の方に向けた感染拡大防止のための留意点（別紙22）を活用する等して、外国人労働者一人ひとりの状況に応じた配慮を行う。
- 公共交通機関や図書館等公共施設を利用する従業員・作業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内等密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。
- 作業服等を貸与している場合、こまめに洗濯するよう促す。
- 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
- 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員・作業員が職場復帰する場合には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて（別紙23）」において、就業制限解除時のPCR検査は必須ではないことや、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり職場等に証明を提出する必要はないこととされていること等を踏まえ、就業制限の解除に関する取扱いに留意する。
- 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員・作業員やその関係者が事業場内で差別されることがないよう、「『新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律』における差別的取扱い等の防止に関する規定の周知について（別紙24）を踏まえ、従業員・作業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。

⁹ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html

¹⁰ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

¹¹ <https://corona.go.jp/proposal>

書式を変更：フォント：14 pt

書式を変更：フォント：+本文のフォント - 日本語
(MS 明朝)

書式を変更：フォント：14 pt

書式を変更：フォント：+本文のフォント - 日本語
(MS 明朝), フォントの色：テキスト1

- ・発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。
- ・過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。
- ・感染の拡大の防止のため、厚生労働省が無償で提供するスマートフォン用の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を従業員等に呼び掛ける¹²。（別紙1225）
- ・取引先等企業にも同様の取組を行うことが望ましい。

（7）感染者が確認された場合の対応

①従業員・作業員の感染が確認された場合

- ・従業員・作業員が感染した旨を速やかに受注者から発注者に報告する等、所要の連絡体制の構築を図るとともに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じる。
- ・感染者の行動範囲を踏まえ、保健所等の指示に従い、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせる等の対応を検討する。
- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されることがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う¹³。
- ・建設現場・オフィス内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた対応を行う。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）による通知のあった従業員等には、アプリの画面に表示される手順に沿って検査の受診を促す。

¹² 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）COVID-19 Contact-Confirming Application」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

¹³ 個人情報保護委員会「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて」(https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19/)などを参照。

②複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の社員で感染が確認された場合

- ・保健所等、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール（例）（別紙 [1326](#)）」、「新型コロナウイルス感染症による労働災害も労働者死傷病報告の提出が必要です。（別紙 [1427](#)）」、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る労災認定事例（別紙 [1528](#)）」（「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理について（令和2年11月27日基発1127第1号）」）が労使団体の長宛てに通知されているので、参照されたい。

（8）その他

- ・総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所等との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。

（以上）